

# IPトランジットサービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

ミテネインターネット株式会社（以下「当社」といいます。）は、IPトランジットサービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これによりIPトランジットサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第2条（約款の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のIPトランジットサービス契約約款によります。

### 第3条（協議）

この約款に記載のない事項で本サービスの提供の上で必要な細目事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

### 第4条（用語の定義）

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
①電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
②電気通信回線	電気通信設備たる回線
③電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
④本サービス用通信回線	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（以下「事業法」という。）第9条所定の登録を受けまたは第16条第1項所定の届出を行った電気通信事業者から当社が当社の判断により提供を受ける電気通信回線
⑤本サービス用設備	当社が当社の判断により設置する、本サービス用通信回線に接続された電気通信設備
⑥本サービス用ソフトウェア	当社または当社の委託先が開発し、または当社の固有の権原もしくは正当な権原を有する者からの許諾に基づき本サービスの提供に関して利用されるコンピュータソフトウェア
⑦本サービス用システム	本サービス用通信回線、本サービス用設備および本サービス用ソフトウェア
⑧本サービス契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
⑨契約者	当社と本サービス契約を締結している者
⑩IPトランジットサービス	この約款に基づき当社が契約者に提供するインターネット接続サービス
⑪接続拠点	当社が契約者へ本サービスを提供する場所
⑫消費税等相当額	消費税等（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額に相当する額
⑬料金等	本サービスに関する料金、消費税額その他の債務

## 第2章 契約

### 第5条（契約の単位）

当社は、第6条所定の申込書に定める契約の単位毎に、1の本サービス契約を締結するものとします。

### 第6条（契約申込の方法）

本サービス契約をする場合には、次の各号記載の事項を記載した当社所定の申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 本サービス契約への申込者および請求書送付先の情報（商号、代表者名、メールアドレス、住所、電話番号など）
- (2) 接続拠点の場所
- (3) 利用開始希望年月日および利用期間
- (4) その他本サービス契約の申込の内容を特定するために必要な事項

### 第7条（契約申込の承諾）

本サービス契約は、前条の本サービス契約の申込に対し、当社が承諾したときに成立します。

- 2 当社は、次の各号の場合には、本サービス契約の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (2) 本サービス契約の申込をした者が、料金等の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - (3) 前各号に定めるほか、本サービス契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

### 第8条（本サービスの設定、サービス提供等）

当社は、第6条第2号に基づき契約者が申込時に提出した接続拠点にてネットワーク接続を行うよう設定するものとし、当該拠点に係る作業を行うものとします。

- 2 前項の作業完了後、当社は、本サービスを契約者に提供します。契約者が本サービスの提供を受けることができる時間は、1日24時間、かつ、1週7日とします。ただし、別途当社が定める本サービス用システムの保守の時間を除きます。
- 3 契約者は、自己の費用および責任において、本サービスの利用に必要な契約者の設備（端末設備、電気通信設備、構内配線その他設備等をいい、以下「契約者設備」といいます。）を準備し、本契約の有効期間中において、当該契約者設備が正常に稼働するよう維持管理するものとします。

### 第9条（IDなど）

当社は、契約者が本サービスを利用するために必要となるIDおよびパスワード（以下「ID等」といいます。）を、契約者に交付するものとし、契約者は、自己の費用および責任において、ID等を厳格に管理し、不正アクセス、不正利用等の防止に努めるものとします。

- 2 ID等の管理および使用は契約者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等については、当社は、一切その責を負わないものとします。ID等を用いて行われた本サービスの利用は、現実の利用者がいかなる者であるかを問わず、当社からID等の割り当てを受けた契約者によって行われたものとして扱い、第19条以下に定める月額費用の支払の対象となります。
- 3 契約者は、当社から事前に書面による承諾を得ることなく、ID等を第三者に開示および漏洩してはならないものとします。また、契約者は、本サービスを利用する以外の目的でID等を使用しな

いものとしします。

- 4 契約者は、本サービス契約が終了した場合、ID等の利用を直ちに止めるものとし、契約者が管理または保有する契約者設備、書類および記録（電磁的記録を含む。）からID等を直ちに消去するものとしします。

#### 第10条（最低利用期間）

本サービスについては、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、申込書記載の期間とします。
- 3 契約者の責に帰すべき事由により、または契約者の都合により、前項に定める最低利用期間内に本サービス契約が解除または解約された場合、契約者は、最低利用期間の残余の期間に対応する本サービスの料金に相当する金額を、当社が別に定める方法により、当社に一括して支払うものとしします。
- 4 本条第2項の最低利用期間内に本サービスの利用内容に変更があった場合であって、変更前の月額料金額が変更後の月額料金額より高いときは、契約者は、変更前の月額料金と変更後の月額料金の差額に最低利用期間の残余の期間を乗じて算出される金額を、当社が別に定める方法により、当社に一括して支払うものとしします。
- 5 最低利用期間満了日の1か月前までに契約者から書面による別段の意思表示がない場合は、本サービス契約は、自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

### 第3章 権利の譲渡および承継等

#### 第11条（権利の譲渡）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。

- 2 当社は、契約者に何ら通知を行うことなく、当社が当該契約者から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、当社が料金等の回収代行業務を委託する事業者（以下、「代金回収業者」といいます。）に譲渡することができるものとしします。また、当社は、代金回収業者に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取消し、または代金回収業者から再譲渡を受けることができるものとしします。

#### 第12条（契約者の地位の承継）

相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて承継の日から30日以内に当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

#### 第13条（契約者の氏名等の変更の届出）

契約者は、その氏名（商号）または住所その他の連絡先に変更があったときは、すみやかにその旨を当社所定の書面により当社に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 第4章 契約の変更

#### 第14条（契約の変更）

契約者が本サービス契約の内容について変更の申込みを行う場合は、当社が定める契約変更申込書に必要事項を記入し、変更を希望する日の90日前までに当社に提出していただきます。

### 第5章 利用停止および契約の解除等

#### 第15条（利用停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間（ただし、契約者が料金等を支払わないときは、その料金等が支払われるまでの間）、何らの責任を負うことなく、当該契約者による本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (2) 料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合
  - (3) 解散、廃業若しくは合併をし、または清算に入った場合
  - (4) 監督官庁より営業停止処分または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けた場合
  - (5) 仮差押、仮処分、強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立てを受け、または民事再生手続、会社更生手続、もしくは破産手続の開始の申立てを受け、または民事再生手続、会社更生手続、破産手続もしくは特別清算の開始の申立てを自ら行った場合
  - (6) 支払停止、支払不能等の事由を生じた場合
  - (7) 手形、小切手について不渡り処分を受け、または金融機関から取引停止処分を受けた場合、もしくは租税滞納処分を受けた場合
  - (8) 当社が契約者に対する債権保全上必要と認めた場合
  - (9) 前各号の他この約款上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第16条（当社が行う契約の解除）

当社は、前条の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、その事実を解消しない場合は、その本サービス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障をおよぼすと認められたときは、前条の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

#### 第17条（契約者が行う解除）

契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の3カ月前までに、当社所定の書面によりその旨を当社に通知していただきます。

#### 第18条（サービスの廃止）

当社は、当社の都合により本サービスを廃止することがあります。

- 2 当社は、前項に基づき本サービスを廃止するときは、契約者に対し、本サービスを廃止する日の2カ月前までに、当社所定の書面によりその旨を通知するものとします。

## 第6章 料金等

### 第19条（料金等）

当社が提供する本サービスの料金の体系は、次のとおりとします。

- (1) 初期費用
- (2) 月額料金
- 2 前項における本サービスの料金の具体的な額は、申込書指定の見積書に記載された金額とします。

### 第20条（初期費用）

契約者は、当社に本サービス契約の申込をし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用の支払を要します。

### 第21条（月額料金）

契約者は、本サービス契約に基づき、本サービスの利用開始日から起算して、その本サービス契約の解除があった月の月末までの期間について、月額料金の支払を要します。

- 2 前項の期間において、当社の本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払は、次によります。
  - (1) 第15条（利用停止）の規定により利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払を要します。
  - (2) 契約者の責によらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その本サービスによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以後の全く利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該本サービスに係る月額料金の支払を要しません。
- 3 当社は、次の場合が生じたときには、月額料金をその利用日数に応じて日割り計算をするものとします。
  - (1) 月の初日以外の日の本サービスの提供を開始した場合
  - (2) 月の初日以外の日の本サービスの内容変更等により月額料金の額が増加または減少したとき。この場合、増加または減少後の月額料金は、かかる増加または減少があった日から適用します。
- 4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行うものとします。
- 5 契約者は、本サービスを利用いただいている月の途中で、解除等により本サービス契約が終了した場合でも、1カ月分の月額料金をお支払いいただきます。

### 第22条（料金等の計算方法）

当社は、契約者が本サービス契約に基づき支払う月額料金を毎月の初日から末日までの間（以下「料金月」といいます。）を単位として計算します。

- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することがあります。

### 第23条（料金等の支払）

契約者は、次の各号のいずれかの方法により、料金等を当社に支払うものとします。

- (1) 当社が発行する請求書に基づく口座振込
  - (2) 当社が指定する代金回収業者が発行する請求書に基づく口座振込
  - (3) 当社が指定する代金回収業者による口座振替
- 2 料金などの支払が前項第1号乃至2号に定める口座振り込みによる場合は、契約者は当社が指定する期日までに当社指定の申込書指定の見積書に記載された料金、支払条件に基づき、当社が別途指定する金融機関の口座に支払うものとします。
  - 3 料金等の支払が前項第3号に定める口座振替による場合、料金等は本サービスを利用した月の翌月26日（当日が金融機関または郵便局の休業日のときは翌営業日）に契約者指定の口座から引落されるものとします。この場合、契約者は、当該口座振替に係る手数料の支払を要します。
  - 4 前項の規定にかかわらず、本サービスの料金について、その全部または一部の支払時期を変更させていただくことがあります。

#### 第24条（延滞利息）

当社は、料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者からの支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができます。

#### 第25条（消費税等の取扱い）

契約者は、本サービスの提供に係る消費税等を負担していただくものとし、当社が別途算出する消費税等相当額を支払っていただきます。

#### 第26条（端数処理）

当社は、消費税等相当額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

- 2 当社は、前項に定める場合を除き料金等その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第7章 損害賠償

#### 第27条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害の賠償請求に応じます。

- 2 前項の場合における損害賠償の範囲は、契約者に現実に発生した通常損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である場合に限り）に対応する当該本サービスに係る月額料金に相当する額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内であつ、その総額は、料金月の1カ月相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額を限度とします。ただし、契約者が損害賠償を請求し得ることとなった日から3カ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者は、その権利を失うものとします。
- 3 本条第1項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは本条第2項の規定は適用しません。
- 4 当社は、当社が本サービス用通信回線の提供を受ける電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を契約者すべてに対する損害賠償の限度額とし、かつ、契約者に現実に発生した通常損害に

限り賠償請求に応じるものとします。

- 5 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。

## 第28条 (免責)

当社は、前条の場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について、その損害を賠償する責を負いません。

- 2 本サービスの利用に当たり、契約者が第三者の著作権、著作者人格権、工業所有権その他の権利を侵害しているとして第三者から当社に対し警告、請求または訴訟の提起がなされる等第三者と当社との間で紛争が生じた場合には、契約者は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社を免責するものとします。

## 第8章 保守

### 第29条 (利用中止)

当社は、次の各号の場合には契約者に対する本サービスの提供を中止することができます。

(1)本サービス用システムの保守上または設定上やむを得ない場合

(2)第30条の規定により、通信利用の制限がある場合

(3)当社が本サービス用通信回線の提供を受ける電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第30条 (通信利用の制限等)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの提供を中止しまたは停止する措置をとることができます。

- 2 当社は、契約者または第三者による本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他第31条記載のその使用または運営に支障を与える行為があった場合、通信の利用を制限することがあります。

## 第9章 雑則

### 第31条 (契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 本サービスにより利用し得る情報を改ざんしまたは消去する行為を行わないこと。

(2) メッセージの作成者を偽るために全体もしくは部分的に、メッセージヘッダを偽造することを行わないこと。

(3) コンピュータ・ネットワークへ違法アクセスする行為を行わないこと。他者の有するコンピュータ、アカウント、ネットワークに違法、または許可なくアクセスすること、または他者のシステムセキュリティを侵害しようと試みること(ハッキング)、システムのセキュリティ侵害につながると思われるあらゆる行為

- (ポート・スキャン、ステルススキャン、または、他の情報収集活動)を含みます。
- (4) インターネットウィルス、ワーム、トロイの木馬の配布、または、他の破壊的行為を行わないこと。インターネットウィルス、ワーム、トロイの木馬、ping攻撃、メール爆弾、DOSアタックなどの製造・配布。また、他社のネットワークやそれに接続するネットワーク、システム、サービス等の利用を妨害または干渉する行為を含みます。
  - (5) 前項の違反に荷担する行為を行わないこと。スパム攻撃、ping攻撃、floodingアタック、メール爆弾、DOSアタック、ソフトの著作権侵害を容易にするようなソフトウェア、プログラム、プロダクト及びサービスの宣伝・送信・製造を含みます。
  - (6) ユーズネットやその他のニュースグループ、フォーラム、リストサーブ、その他同様のグループやリストに実質的に内容が同じメッセージを掲示または送信する行為を行わないこと。
  - (7) 他の契約者、当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為（知的財産権の所有者から正当な方法で承認を得ずにそのデータや情報を伝送、配信、保管することを含みます）を行わないこと。
  - (8) 他の契約者、当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、または特定の地域を名指しするなどの方法により他社への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を傷つける行為を行わないこと。
  - (9) 他の契約者もしくは第三者の財産またはプライバシーもしくは肖像権等を侵害する行為を行わないこと。
  - (10) 詐欺、規制薬物の濫用または売買、児童売買春、預金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪に結びつく行為を行わないこと。
  - (11) 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為を行わないこと。
  - (12) けん銃等の譲渡、公文書偽造、殺人、脅迫等の違法行為を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為を行わないこと。
  - (13) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為を行わないこと。
  - (14) 他の契約者もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、または他の契約者もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール等）を送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の契約者、当社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）に違反する行為（以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。）を行わないこと。
  - (15) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適当な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、掲載または書込む行為、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に違反する行為を行わないこと。
  - (16) 第三者の設備等または本サービス用設備やネットワークに過大な負荷を生じさせる行為その他その使用または運営に支障を与える行為を行わないこと。
  - (17) 選挙運動またはこれに類似する行為を行わないこと。
  - (18) 人の尊厳を著しく損なう情報（歴史的、学術的価値を有するものを除く）、人の殺人 現場の写真等残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく憎悪感を抱かせる情報、事実に反する情報または意味のない情報を不特定多数の者にあてて送信、掲載または書込む行為を行わないこと。
  - (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれにある自殺の手段等を紹介するなどの行為を行わないこと。
  - (20) 第6条に定める設備の設定を誤る等により、ルーティング障害を発生させる行為を行わないこと。
  - (21) 事実に反する情報または意味のない情報を送信、掲載または書込む行為を行わないこと。
  - (22) その他法令に違反または公序良俗に反する行為を行わないこと。

- (23) その他本サービスの運営を妨げるような行為を行わないこと。
- (24) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。
- 2 当社は、前項各号に掲げる内容の情報その他当社が本サービスの運営上不適当と判断した内容の情報の全部または一部について、別途当社が規定する手続きに従い、掲載停止または削除することがあります。ただし、当社は、当該情報等を掲載停止または削除する義務を負うものではありません。

### 第32条（秘密保持および個人情報の保護）

本条においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「契約者等」とは、契約者および本サービスの機能を利用する契約者の配下に属する者をいいます。
- (2) 「契約者等の個人情報」とは、契約者等に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、住所、電話番号その他の記述等（記述、番号、記号その他の符号等をいい、本条第3項各号に定めるものを含まず。）により特定の契約者等を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の契約者等を識別することができるものを含む。）をいいます。
- (3) 「当社知得の契約者等の個人情報」とは、契約者等の個人情報のうち以下のものをいいます。
- ① 第6条、第11条乃至第13条にそれぞれ定める申込ならびに地位の承継および変更に関する手続きに際し当社に登録された情報
  - ② 上記①の他、本サービスの提供に関連して当社が知得した情報
- (4) 「料金等情報」とは、契約者の利用料金、利用料金明細、請求料金、入金情報その他の料金等の請求・決済に係る実績に関する情報をいいます。
- 2 契約者および当社は、本サービス契約の履行に関し知り得た相手方の秘密を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づき開示を求められた場合は、この限りではありません。
- 3 契約者は、当社が、当社知得の契約者等の個人情報のうち次の第1号乃至第3号の各号に定めるものを、当該各号に定めるその利用（代金回収業者および第三者への提供を含みます。）の目的（以下「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。
- (1) 契約者との間において本サービスの提供に伴い必要となる認証、運用業務、料金等の請求、与信管理、ならびに料金等の変更および本サービスの変更、追加または廃止に係る通知および作業をするため、契約者等の氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、通信履歴、アカウント情報（料金等の支払方法に関する情報をいいます。）、本契約情報（契約の種類、申込日、契約日、回線の種別・状況・名義人その他の本契約の内容に関する情報をいいます。）および料金等情報等を利用すること（第11条により権利の譲渡が行われることに伴い必要となる措置を権利の譲受人に対しとることを含みます。）
- (2) 本サービスの提供として、本サービスの提供とともに、その他本サービスの提供との関連において、契約者からの請求、問合せおよび苦情に対する対応、出張サポート、または連絡をするため、契約者等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、通信履歴、および料金等情報等を利用すること

(3) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い契約者等の個人情報を開示するため、当該契約者等の個人情報を利用すること

- 4 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条第1項に従った開示請求があった場合、前2項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。また、当社は、社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会および社団法人日本ケーブルテレビ連盟による平成17年10月付での策定に係る「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」（その変更を含みます。）に従った照会があった場合、本条第2項の規定にかかわらず、当該照会の範囲内で情報を開示することがあります。
- 5 当社は、第3項および前項前段の場合において、契約者等の個人情報を適切に管理するように契約により義務付けた業務委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、当該契約者等の個人情報の取扱いを委託することができるものとします。

### 第33条（保証）

本サービスは現状有姿のまま提供されるものであり、当社は、商品性を有することの保証、特定目的に適合することの保証、第三者の権利を侵害しないことの保証、本サービスが中断しないこと、本サービスにエラーがないことの保証を含め、本サービスに関して、いかなる明示または黙示の保証を行うものではありません。

### 第34条（委託）

当社は、本サービス契約の履行のために合理的に必要な範囲内で本サービスの提供に係る業務の全部または一部を第三者に委託することができます。

- 2 当社は、前項に基づき本サービスの提供に係る業務の全部または一部を第三者に委託した場合、当該第三者に本サービス契約に基づき当社が負うのと同等の義務を遵守させるとともに、当該委託に係る当該第三者の行為につき契約者に対し一切の責任を負うものとします。

### 第35条（反社会的勢力の排除）

契約者および当社は相手方に対し、自らが暴力団を始めとする反社会的勢力ではなく、反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力と関与もしくは取引を行わないことを確約するものとします。なお、反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいいます。

- (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含みます。）または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (2) 暴力団関係企業。
  - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
  - (4) 前各号に準じるもの
- 2 契約者および当社は相手方に対し、次の各号のいずれかに該当する行為もしくは該当するおそれのある行為を行わず、または第三者をして行わせないことを表明し、保証します。
    - (1) 暴力的な要求行為
    - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
    - (4) 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
    - (5) 前各号に準じる行為

- 3 契約者および当社は、相手方が前2項に違反した場合は、相手方に催告することを要せずに、本契約を解除できるものとします。

#### 第36条（準拠法）

この約款に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第37条（合意管轄）

契約者と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第38条（オプションサービス）

本サービスに関するオプションサービスの取扱いについては、別に当社が定めるところによります。

#### 附 則

この約款は、平成29年8月1日から実施します。